

# 佐賀県医療費適正化計画の概要

## 1 計画の位置づけ等

---

### 計画策定の趣旨

国民の安全・安心の基盤である国民皆保険制度を堅持していくため、平成18年6月に成立した「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、佐賀県における医療費の適正化を推進するために策定する。

### 計画の期間

5年間 平成20年度～平成24年度

---

## 2 計画の主な内容(その1)

### 医療費適正化に向けた目標(平成24年度)

項目	目標値
特定健康診査の実施率	70%
特定保健指導の実施率	45%
メタボリックシンドローム該当者・予備群の減少率	10%
療養病床数	3,385床
平均在院日数	40.6日

### 医療費の見通し(平成24年度)

現状のまま推移した場合	3,046億円
適正化計画の目標を達成した場合	2,880億円
差額(適正化の効果)〔注〕	166億円

〔注〕 特定健康診査等の生活習慣病対策による医療費適正化効果は、平成25年度以降に現れると考えられるため、見込んでいない。

# 3 計画の主な内容(その2)

## 目標達成に向けた施策

### (1) 県民の健康の保持の推進

- ・ 生活習慣病予防の徹底
  - 〔 特定健康診査・特定保健指導を通じた健康づくりの推進
  - 〔 健康づくりの普及啓発の推進

### (2) 医療の効率的な提供の推進

- ・ 医療機関の機能分化・連携
- ・ 療養病床の再編成
- ・ 在宅医療・地域ケアの推進
- ・ その他の医療費適正化のための取組み